役場健康推進課

相談窓口を開設します

障がいのある方やそのご家族を対象に、相談窓口を開設します。

●日　時
2月12日(水)
午後1時～4時（来場順）

●場　所
公民館2階青年研修室

●対象者
京極町に住んでいる障がいのある方やそのご家族の方
※年齢や障がいの種別は問いません

●相談員
羊蹄山ろく相談支援センター

●内　容
個別相談
・日常生活の悩みや困りごと
・福祉制度について
・福祉サービスの利用や申請の手続き方法　など
※上記の時間内にご自由にご来場ください。相談員3名が対応いたします。
※秘密を厳守いたします。

●お問い合わせ
羊蹄山ろく相談支援センター
（羊蹄山麓7か町村委託事業所）
☎21-2227

役場建設課

公営住宅の同居者に転出などの異動が発生した場合の手続きについて

毎年2月から4月は、入学や就職あるいは転勤などによる異動が多く発生する時期です。公営住宅入居者の同居人に異動が発生した場合は、速やかに「同居者異動届」などの手続きをお願いします。

●異動届が必要なとき
①就職あるいは転勤などにより同居者が転出したとき
②同居者が死亡したとき
③入居者あるいは同居者が出産したとき

●手続きの方法
住民票等異動の事実を示す書類と印鑑を持って、役場建設課管理係までお越しください。

●その他
その他、転入等による同居者の異動が発生した場合は、「同居承認申請」の手続きが必要になります。

●お問い合わせ
役場建設課管理係
☎42-2111

町長室から（第135号）

4年に1度の冬季オリンピックが、2月7日からロシアのソチで開催されます。1月20日現在で99名の選手が決定しております。（男子40名・女子59名）

連日、テレビ・新聞で日本のメダル獲得数のことが、報道されております。

私も気になっております。女子ジャンプ高梨選手の金メダルが、有力視されております。これまでのワールドカップでの成績をみると、誰しも疑う余地はないと思っております。勝って当たり前と思われている中で、勝つということは大変なことだと思います。当日までのコンディションのもっていきかた、高梨選手が滑る時の風の状況等、運もあると思います。17歳の高梨選手、インタビューでの受け答えも落ち着いていて、しっかりとしていると感じております。一発勝負のオリンピック、プレッシャーに負けることなく金メダルを獲得できるよう祈っています。

他の種目でも、活躍が期待される選手も多い思います。男女のフィギュアスケート・男子500メートルスピードスケート、複合スキーのほか、私の情報にはない選手が活躍してくれると思います。

選手・監督・コーチをはじめとするスタッフの皆さんの、健闘をお祈りいたします。がんばれ日本!!

山崎一雄

役場住民福祉課

国民年金保険料について

●保険料の納め方
国民年金の保険料は、次の方法で納めることができます。

①納付書（現金）で納付
日本年金機構から送付される納付書で、金融機関、郵便局、コンビニの窓口、ATMで納付期限（翌月末日）までに納めます。

②口座振替で納付
事前に手続きをして、ご希望の口座から自動的に納付します。

③クレジットカードで納付
事前に申し込み手続きをして、クレジットカードから定期的に納付します。

④電子納付
・インターネットバンキング
・モバイルバンキング
・テレフォンバンキング
※ご利用いただく場合は、あらかじめ利用される金融機関と契約を結ぶ必要があります。契約方法については、ご利用になる金融機関にお問い合わせください。

●保険料の前納制度
その年度の1年分（4月分～翌年3月分）、6ヵ月分または一定期間分の保険料を前納（前払い）すると、保険料が割引されます。
割引額は、納付方法や前納期間によって異なります。

●納付書（現金）による前納
納付書による前納は、1年前納、6ヵ月前納、任意の月からその年度末（3月分）までの前納ができます。
また、保険料の一部免除を受けている人も、免除を受けていない保険料について前納することができます。
この納付書による前納の納付期限は、1年前納及び4月～9月分の6ヵ月前納が4月末日まで、10月～翌年3月分の6ヵ月前納は10月末日までとなっています。
なお、クレジットカード納付でも納付書での前納と同様に、1年前納・6ヵ月前納ができます。

●口座振替による前納
口座振替による前納は、1年または半年間を単位としており、納付書やクレジットカードでの前納より割引額が多くお得です。
この口座振替による前納の申込期限は、1年前納及び4月～9月分の6ヵ月前納が2月末日まで、10月～翌年3月分の6ヵ月前納は8月末日までとなっています。
すでに口座振替で前納されている方は、再度のお申込みの必要はありませんが、口座振替の引落方法を変更される場合は、再度お申し込みが必要です。
◎平成26年4月末の口座振替分より、割引額のより大きな「2年前納」がご利用いただけるようになります。
この2年前納は口座振替のみ利用が可能で、申込期限は毎年2月末日までとなっています。

●口座振替の早割
保険料の口座振替では、通常毎月の保険料は、当月分は翌月末に引落しとなりますが、口座振替の早割の場合は、毎月の保険料が納付期限より1ヵ月早く引落しされ、月額で50円の割引となります。
なお、現金払いで1ヵ月早く納付していただいても割引はありません。
口座振替の早割は、随時受け付けています。従来から口座振替で毎月納付している場合でも、この口座振替の早割制度に変更するためには、改めて申し込みが必要となります。
くわしくは、
役場住民福祉課または、
小樽年金事務所国民年金課
☎0134-23-4236
までお問い合わせください。

役場住民福祉課

2月の小樽年金事務所出張相談日

●開設日時
2月20日(木)
午前10時30分～午後3時30分

●開設場所
後志労働福祉センター
（倶知安町南1条東1丁目）

●予約申込受付
小樽年金事務所お客様相談室
☎0134-65-5002
午前8時30分～午後5時
（土・日・祝日を除く）

・ご予約を受付の際には、相談者及び配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容について確認させていただきます。